

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備（A類型）
に係る仕様等の証明に関するご利用の手引き

○生産性向上設備投資税制（中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む）の対象設備の要件とされている産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産性向上設備等のうち、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第5条1号に規定する先端設備（別紙1）に該当するもの、すなわち、

- ① 最新モデル要件（設備区分ごとに定められた販売開始時期に係る要件）
- ② 生産性向上指標（例：生産効率、精度、エネルギー効率等）に係る要件（年平均1%以上向上）

を満たす設備であり、且つ最低取得価額要件などの税法上の要件を満たすものについては、生産性向上設備投資促進税制の適用を受けることができます。

工業会等では、先端設備に該当する旨を確認した場合、その旨を証する「証明書」を発行することとしていますので、生産性向上設備投資促進税制の適用を受けようとする法人又は事業主（以下「設備ユーザー」）の方はご活用ください。

工業会等から証明書の発行を受ける際は、以下の手続きに従ってください。

①設備ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等（以下「設備メーカー」）に証明書の発行を依頼してください。

②依頼を受けた設備メーカーは、証明書（様式1）及びチェックシート（様式2）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。

（注1） 設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは経済産業省ホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

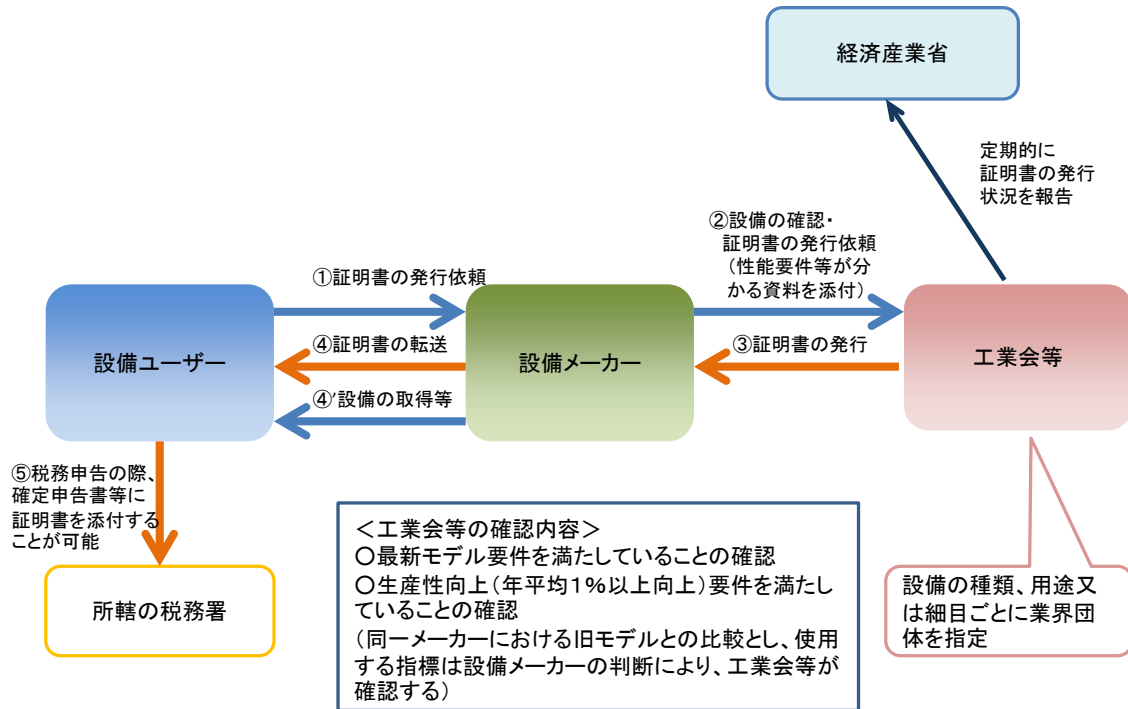
なお、様式1及び様式2はサンプルです。実際にご記入いただく際は、当該設備を担当している工業会等が指定する様式を用いて下さい。

③工業会等は、証明書の発行にあたり、必要に応じて設備メーカーから裏付けとなる資料等を取り寄せ、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカーに証明書を発行してください。その際、チェックシートは、工業会等と設備メーカーとの間の確認に用いることとし、証明書発行後は設備ユーザーへは送付せず、工業会等で保管してください。（詳細は別紙2参照）

（注2）設備メーカーにおかれては、工業会等が必要と判断した根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されませんのでご留意ください。

- ④工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。
- ⑤設備ユーザーは、税務申告の際に確定申告書に証明書を添付することができます。

(手続きスキーム図)



(別紙1)

設備の種類	用途又は細目	販売開始時期に係る要件
機械装置	全て	10年以内
工具	ロール	4年以内
器具備品	試験又は測定機器	6年以内
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの	
	冷房用又は暖房用機器	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	
	サーバー用の電子計算機(その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの)(※1)	
建物	断熱材	14年以内
	断熱窓	
建物附属設備	電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。）	14年以内
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
	昇降機設備	
	アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る。）	
	日射調整フィルム	
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの(※2)	5年以内

※1 サーバー用の電子計算機については、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を除く。）が取得又は製作をするものに限る。

※2 ソフトウェアについては、中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。

※3 中小企業者等とは、以下のいずれかに該当する場合を指す。

(1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除く。

(3) 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(4) 農業協同組合等

証明書の発行に際しての手引き
(機器メーカー・工業会等向け)

設備ユーザーより依頼を受けた機器メーカー（以下「設備メーカー」）は、証明書（様式1）及びチェックシート（様式2）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。

また、工業会等は、証明書の発行にあたり、必要に応じて設備メーカーから裏付けとなる資料等を取り寄せ、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカーに証明書を発行してください。

1. 対象となる設備

証明書の発行対象となる設備は、①最新モデル及び②生産性向上（年平均1%以上向上）の2つの要件を満たす「機械装置」並びに一定（※以下の表を参照）の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」及び「ソフトウェア」となります。ただし、サーバー用の電子計算機及びソフトウェアについては、中小企業者等が取得又は製作をするものに限ることとされています。工業会等は、上記①及び②を満たしていることを確認（詳細は2.）の上、証明書を発行してください。

設備の種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	ロール
器具備品	試験又は測定機器
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの
	冷房用又は暖房用機器
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）
サーバー用の電子計算機（その他の電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの）（※1）	
建物	断熱材
	断熱窓
建物附属設備	電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。）
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備
	昇降機設備
	アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る。）
	日射調整フィルム
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの（※2）

※1 サーバー用の電子計算機については、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を除く。）が取得又は製作をするものに限る。

※2 ソフトウェアについては、中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。

※3 中小企業者等とは、以下のいずれかに該当する場合を指す。

(1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除く。

(3) 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(4) 農業協同組合等

(Q & A)

（設備メーカーが新しく開発した設備など）比較すべき旧モデルが存在しない新製品は対象となるのか？

- 比較対象が全くないものは、比較する指標がないため、最新モデルであることのみが要件となります。ただし、類似する機能・性能を持つ設備があるものは、生産性向上要件について、できる限り当該設備との比較を行ってください。

(Q & A)

既製品をカスタマイズした設備は対象となるのか？

- カスタマイズした設備など特注品の場合も、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成品がある場合は対象となります。要件についてはベースとなる旧モデルとの比較を行ってください。

(Q & A)

複数の設備メーカーが生産するパーツで構成される設備の扱いはどのように考えればよいか？

- 最終的に設備ユーザーに納める設備メーカー（最終組立メーカー）が工業会等に証明書発行を依頼することを想定しています。生産性向上の度合いは、構成するパーツの中でコアとなるものに基づいて判断してください。

(Q & A)

輸入した設備（海外メーカー製）の扱いはどのように考えればよいか？

- 要件に合致することを示す判断材料があれば、輸入した設備も対象になります。

2. 要件

工業会等は、以下の①及び②の要件を満たしていることを確認の上、証明書を発行してください。

① 最新モデル要件

② 生産性向上（年平均1%以上向上）要件

①最新モデル要件とは、各メーカーの中で、下記のいずれかのモデルであることをいいます。

- イ) 一定期間内（機械装置：10年以内、工具：4年以内、器具備品：6年以内、建物及び建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内）に販売が開始されたもので、最も新しいモデル
- ロ) 販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル

②生産性向上（年平均1%以上向上）要件とは、旧モデル（最新モデルの一代前モデル）と比較して、「生産性」が年平均1%以上向上するものであることをいいます。ただし、ソフトウェアについては、この生産性向上要件は適用しないこととされています。

（Q & A）

何を基準に「生産性向上」に該当するか判断すればよいのか？

- 「生産性向上」の基準となる指標については、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」などが代表例として挙げられます。ただし、あくまで代表例であり、実際の指標は、様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点から、設備メーカーにおいて、その指標が生産性の向上を図るための基準としてふさわしいものであるかどうか判断、選択することになります。なお、工業会等は設備メーカーが選択した指標について適切であるかを確認してください。

（Q & A）

「年平均1%以上向上」の比較対象は何か？

- 当該設備を製造している設備メーカーの一代前モデルと比較して下さい。設備ユーザーが現在使用しているモデルではありません。

（Q & A）

「最新モデル」及び「一代前モデル」とは何を指すのか？

- 機能や構造の変更など、大きな変更があった場合を「モデル変更」と位置付け、直近に行われたモデル変更において、変更前のものが一代前モデル、変更後のものが最新モデルとなります。ただし、デザイン（色等）の変更など、機能が変わらない変更についてはモデル変更に該当しません。これらは設備メーカーにてご判断ください。

（Q & A）

旧モデルであるか、全く別のモデルであるかは、誰がどのように判断するのか？

- 型番や当該設備の用途等を総合的に勘案し、設備メーカーがご判断ください。

以上